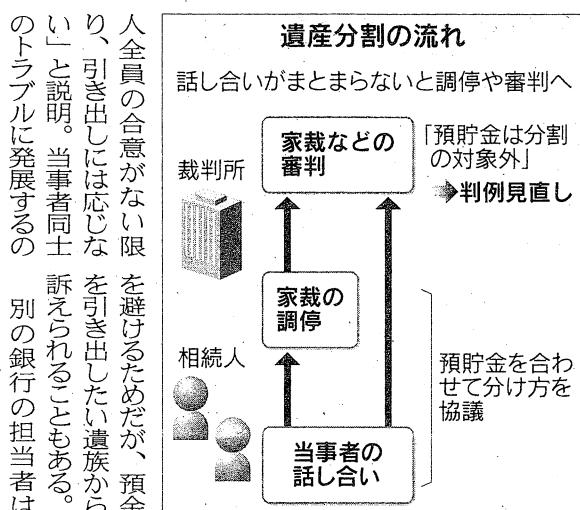


高裁大法廷が19日、預貯金を「遺産分割の対象に取り分割はしやすくなる」という新たな基準とする」と示した。判例変更により必要な現金をすぐに引き出せなくなるなどの影響も懸念される。専門家は「相続は法整備などの必要性を指摘する。(3面参照)

遺産分割、預貯金も対象



専門家「法整備必要に」

今回の判例変更で影響がありそうながら、死後に遺族が故人の預金を引き出すケース。現在、引き出しに応じるかどうかは金融機関や支店によって分かれる。ある大手銀行は「相続は法整備が必要だ」と説明。当事者同士のトラブルに発展するの

人全員の合意がない限り、引き出しには応じないといふと説明。当事者同士の話し合いや調停で家裁の審判が長引けば預金を引き出せない状態が続く可能性が高い。

金融機関 引き出し影響も

大谷剛彦裁判官ら5人の共同補足意見は、解決策の一つとして審判よりも簡易な手続きで銀行へ

「葬儀代などの資金需要に応えるため原則は引き出しに応じる」。家族が当面の生活費を求めて引き出しを希望することもあるという。これまで

の判例に従えば、遺産分割をしながら自分の法定相続分を引き出すことは可能だった。

判例の見直しで個別の引き出しは難しくなる。遺族同士の話し合いや調停で家裁の審判が長引けば預金を引き出せない状

態が続く可能性が高い。この返払いを申し立てる「保全処分」の活用を挙げ、「家裁の実務で適切な運用に向けた検討が望まれる」と強調した。相続に詳しい平田厚・明治大教授(家族法)は「相続人同士の公平を尊重して実務に合わせる形での判例変更であり、多くの当事者は納得できるはず。預金を引き出せなくて困る人については、新たな法整備や家裁の運用で対応していくべきだ」と指摘する。